

「仕 様 書」

【一般定期健康診断】

1. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 1 月 2 5 日まで

2. 検査項目及び検査対象者等

「東北森林管理局健康診断等の検査要領」による。

3. 検査受診者数及び検査実施場所

(1) 検査受診予定者数

別表による。

(2) 検査実施場所

入札番号第 1 号 下北森林管理署が指定する場所で送迎可能または巡回車等により実施。

(下北森林管理署又は受注者医療機関(青森県内))

4. 検査実施方法

(1) 実施日及び期間等については監督職員から連絡する。

(2) 胸部及び胃部のレントゲン撮影については、レントゲン車及び受注者医療機関とする。

(3) 検査に必要な検体容器、検査機器等は受注者の負担とする。 また、健康診断の会場は受注者が設置し、健診終了後速やかに現状に戻すこと。

(4) 検査時に使用する受診票・問診票等については、受注者が作成・負担する。 また、受診票及び問診票に必要な項目(受診者氏名、生年月日等)については、事前に監督職員から提出を受けることとする。

5. その他

(1) 健診体制

ア 医師及びスタッフ等について

定期健康診断実施につき 1 日当たり問診を担当する医師 1 名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師その他必要に応じた人員を派遣すること。

イ 採血について

採血担当者には採血能力に優れた者を当てること。

ウ レントゲンの読影について

専門医による読影を行うものとする。

(2) 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢の取扱いについて

受診票の年齢及び検査項目別受診対象年齢の取扱いは、令和5年4月1日現在の年齢とする。

(3) 受診票・問診票及び検体容器等について

受診票及び問診票の様式等については、別途監督職員と協議し決定することとする。

なお、氏名、生年月日等記載済みの受診票及び検体容器等については、検査該当日の2週間前に事業所単位に仕分けし、監督職員へ提出すること。

(4) 検査結果表は、検査終了後1ヶ月以内に提出すること。

(5) 検査結果表は2部作成し、森林管理署等毎の実施内訳書を添付して監督職員へ提出すること。

また、発注者が用意した健康診断表へ検査結果を転記し、検査医を記名押印の上、監督職員へ提出すること。

(6) 指定場所等、詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、監督職員と必要に応じて協議すること。

(7) 本業務により知り得た情報については、秘密を漏らし、また外の目的に使用してはならない。

(8) 履行期間内に健康診断が実施できない場合は、監督職員と協議の上実施すること。